



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月16日金曜日 第2328号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県物産観光センターの指定管理者の指定.....1030  
 同意の成立（漁獲共済）.....1030  
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1030  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....1030  
 土地改良区役員の就退任の届出.....1030  
 建設業者の許可の取消し.....1031  
 道路の区域変更（県道波方環状線）.....1031  
 道路の供用開始（ " ）.....1031  
 土地改良区役員の就退任の届出.....1032  
 建設業者の許可の取消し.....1032  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可  
 申請の概要.....1033  
 指定道路の変更.....1034  
 道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....1034  
 道路の区域変更（県道日向谷高野子線）.....1034  
 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....1034  
 道路の供用開始（県道日向谷高野子線）.....1035  
 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....1035

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....1035  
 政治団体の届出事項の異動の届出.....1035  
 政治団体の解散の届出.....1036  
 資金管理団体の解散の届出.....1036

## 告 示

### ○愛媛県告示第1431号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県物産観光センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市大可賀二丁目1番28号  
社団法人愛媛県観光協会
- 3 指定をした年月日  
平成23年12月14日
- 4 指定の期間  
平成24年3月1日から平成26年3月31日まで

### ○愛媛県告示第1432号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4

項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
宇和島区域（宇和島漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

### ○愛媛県告示第1433号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年12月16日から29日まで

### ○愛媛県告示第1434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第1435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 原 巧	四国中央市三島宮川3丁目4番15号
"	薦 田 正 明	四国中央市川之江町656番地の1
"	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365番地
"	石 川 耕 二	四国中央市金生町山田井191番地2
"	大 西 明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	柴 垣 隣 夫	四国中央市金生町山田井893番地1
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720番地
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199番地の1
"	山 川 彰 夫	四国中央市金田町金川320番地
"	吉 岡 秀 徳	四国中央市金田町金川924番地の5

"	鈴木 幸四郎	四国中央市金田町金川1470番地の3
"	矢野 強	四国中央市金田町半田甲530番地
"	石村 國次	四国中央市川滝町下山2066番地
"	篠原 義尚	四国中央市川滝町下山1772番地
"	篠原 共明	四国中央市柴生町448番地の3
"	石川 義幸	四国中央市妻鳥町2956番地の1
監事	山下 宏二	四国中央市川之江町2945番地の5
"	篠永 薫	四国中央市上分町13番地
"	毛利 仁弘	四国中央市川滝町領家1156番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	井原 巧	四国中央市三島宮川3丁目4番15号
"	薦田 正明	四国中央市川之江町656番地の1
"	石川 有利	四国中央市川之江町2951番地
"	星川 安徳	四国中央市金生町下分365番地

"	石川 静男	四国中央市金生町山田井190番地1
"	長野 岩男	四国中央市金生町山田井1364番地4
"	柴垣 隣夫	四国中央市金生町山田井893番地1
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720番地
"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199番地の1
"	山川 彰夫	四国中央市金田町金川320番地
"	吉岡 秀徳	四国中央市金田町金川924番地の5
"	石川 満箕	四国中央市金田町金川1253番地
"	矢野 強	四国中央市金田町半田甲530番地
"	喜井 眞澄	四国中央市川滝町下山2171番地
"	篠原 義尚	四国中央市川滝町下山1772番地
"	篠原 共明	四国中央市柴生町448番地の3
"	石川 辰男	四国中央市妻鳥町2961番地の1
監事	大西 明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	秦泉寺 圓始	四国中央市金田町半田乙335番地
"	毛利 仁弘	四国中央市川滝町領家1156番地

○愛媛県告示第1436号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第529号	平成18年12月25日	(有)近藤商会	近藤 孝之	新居浜市八幡3-2-31	平成23年11月2日	さく井工事業 消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-20)第16376号	平成20年9月29日	(株)大西水道商会	浅山 智香	今治市大西町脇甲856	平成23年11月4日	土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第411号	平成18年12月4日	白鞘電気水道(株)	白鞘 鬼好	今治市大西町宮脇甲1497-1	平成23年11月8日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第12347号	平成18年8月24日	(有)三島テレビサービスセンター	妻鳥 恒教	四国中央市三島中央5-8-57	平成23年11月10日	電気工事業	建設業の廃止
(般-20)第13025号	平成20年4月10日	(有)伊藤瓦工業	伊藤 晃	新居浜市船木甲4193	平成23年11月21日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第9298号	平成18年12月8日	大洋建設	渡部 洋三	今治市菊間町種3920	平成23年11月28日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	波方環状線	今治市波方町波方字里甲2264番地4から 同町波方字里甲2264番地16まで	旧	メートル 6.5~11.0	キロメートル 0.095	
			新	10.8~16.3 10.8~18.9	0.101 0.093	

○愛媛県告示第1438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字里甲2264番地4から 同町波方字里甲2264番地16まで	平成23年12月16日

○愛媛県告示第1439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 田 隆 介	松山市中島町大浦1518番地
"	岸 上 和 夫	松山市中島町大浦1960番地
"	高 橋 治 久	松山市小浜912番地
"	徳 山 年 春	松山市長師1009番地
"	田 村 明 文	松山市宮野1614番地
"	川 崎 勇 治	松山市神浦715番地3
"	中 田 孝 志	松山市宇和間甲773番地
"	進 村 健 二	松山市熊田甲664番地
"	二 神 成 吾	松山市吉木569番地
"	梶 原 米 雄	松山市饒407番地
"	山 田 元 次	松山市畑里593番地
"	吉 田 岩 夫	松山市中島粟井甲1212番地
"	片 山 正 男	松山市睦月251番地
"	山 田 郁 夫	松山市元怒和甲1251番地
"	寺 本 勝 茂	松山市上怒和甲391番地
"	二 神 英 幸	松山市二神甲622番地
"	福 島 岩 雄	松山市津和地285番地
監 事	沖 田 康 成	松山市神浦1565番地1
"	細 川 英 隆	松山市宇和間766番地

"	前 田 長 孝	松山市二神甲420番地
"	中 村 信 秀	松山市睦月1378番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 邦 夫	松山市中島大浦3065番地
"	山 田 義 弘	松山市中島大浦2124番地
"	高 橋 治 久	松山市小浜912番地
"	徳 山 年 春	松山市長師1009番地
"	亀 田 誠 吾	松山市宮野532番地
"	寺 本 仁 志	松山市神浦1652番地
"	細 川 英 隆	松山市宇和間766番地
"	土 井 正 博	松山市熊田445番地
"	越 智 竜 雄	松山市吉木甲408番地
"	中 山 貢	松山市饒甲302番地
"	山 田 元 次	松山市畑里593番地
"	吉 田 司	松山市中島粟井甲823番地
"	中 田 寅 夫	松山市上怒和甲520番地
"	山 田 郁 夫	松山市元怒和甲1251番地
"	青 山 公 夫	松山市津和地1022番地
"	前 田 長 孝	松山市二神甲402番地
"	中 村 久 雄	松山市睦月1335番地
監 事	林 英 司	松山市宮野436番地1
"	土 井 要 治	松山市熊田甲68番地
"	高 橋 巖	松山市津和地748番地
"	高 野 洋 介	松山市睦月1392番地

○愛媛県告示第1440号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 18)第647号	平成18年12月5日	瀬戸内ライン工業(株)	吉田 隆敏	松山市藤原2 - 1 - 24	平成23年11月1日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 18)第367号	平成18年11月16日	渡部建設	渡部 富夫	東温市松瀬川1021 - 28	平成23年11月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第13597号	平成18年12月9日	(有)環境管理研究所	堀内ゆかり	松山市土居田町500 - 15	平成23年11月11日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(特 - 23)第9132号	平成23年6月21日	大康建設(株)	大西 浩司	松山市姫原1 - 9 - 9	平成23年11月16日	造園工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1441号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県八幡浜保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社大洲給食PFIサービス  
大洲市富士119番地  
代表取締役 山口 賢一

2 事業場の名称及び所在地

株式会社大洲給食PFIサービス  
大洲市富士119番地

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号の3 共同調理場に設置されるちゅう房施設	
特定施設の能力	1日当たり4,300食処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成24年7月中旬	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	学校休校日は休み	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 331 最大 331
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 667 最大 667
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 22 最大 22
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 86 最大 86	

備考 汚水は厨房排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	
-----------	--

処理施設の種類	厨房排水処理施設		
処理施設の型式	生物処理+物理処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリートの地下埋設		
処理施設の主要寸法	縦 5.66メートル 横 11.9メートル 高さ 5.25メートル		
処理施設の能力	1日当たり96立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酵母処理+膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 300	通常 18 最大 18
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 600 最大 600	通常 25 最大 25
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20	通常 13 最大 13
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 4	通常 2 最大 2
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 96 最大 96	通常 96 最大 96

備考 特定施設より排出された汚水及び合併浄化槽処理水は厨房排水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 18 最大 18
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 25
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13 最大 13

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 96 最大 96

備考 雨水はNo.1排水口より排出する。

- 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 変更年月日  
平成23年12月7日
- 3 指定道路の位置  
(1) 変更前 大洲市徳森字土肥1989番3の一部  
(2) 変更後 大洲市徳森字土肥1989番1の一部、1991番8の一部及び1989番3
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 変更前  
ア 延長 22.64メートル  
イ 幅員 6.00メートル  
(2) 変更後  
ア 延長 64.94メートル  
イ 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1442号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した指定道路を次のように変更した。

平成23年12月16日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

1 指定道路の種類

○愛媛県告示第1443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙67番3から 同市喜多山乙64番7まで	平成23年12月16日

○愛媛県告示第1444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子934番地先から 同町高野子937番地先まで	旧	メートル 4.0~8.8	キロメートル 0.084	
		西予市城川町高野子934番2から 同町高野子937番2まで	新	4.8~14.6	0.084	

○愛媛県告示第1445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1927番地先から 同町惣川1923番地先まで	旧	メートル 5.5~9.8	キロメートル 0.040	
		西予市野村町惣川1927番2から 同町惣川1923番2まで	新	19.7~28.2	0.040	

## ○愛媛県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子934番2から 同町高野子937番2まで	平成23年12月16日

## ○愛媛県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1927番2から 同町惣川1923番2まで	平成23年12月16日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
三宅しげひろ後援会	野 村 巖	高 橋 内 次	四国中央市下柏町1121	平成23年11月4日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
石津ちよこ後援会	代 表 者	石 津 孝 昭	加 藤 利 幸	平成23年11月1日	
自由民主党愛媛県法面工業支部	主たる事務所の所在地	四国中央市金生町山田井64-3	八幡浜市古町二丁目3-26	平成23年11月8日	政党の支部
	代 表 者	蟻 塚 昌 洋	佐々木 雅 志		
	会 計 責 任 者	松 田 正 人	田 中 耕 太 郎		
自由民主党愛媛県トラック支部	代 表 者	一 宮 貢 三	城 戸 猪 喜 夫	平成23年11月11日	政党の支部
	会 計 責 任 者	岡 田 秀 人	竹 田 修 次		
社会民主党愛媛県第1区支部連合	代 表 者	逢 坂 節 子	野 口 仁	平成23年11月14日	政党の支部

愛媛県トラック運送事業 政治連盟	代 表 者	一 宮 貢 三	城 戸 猪 喜 夫	平成23年11月16日	
	会 計 責 任 者	岡 田 秀 人	竹 田 修 次		
わがまち松山未来の会	主たる事務所の所在地	松山市築山町12 - 23	松山市二番町四丁目 5 - 6	平成23年11月18日	
自由民主党重信支部	会 計 責 任 者	安 井 浩 二	山 内 孝 二	平成23年11月25日	政党の支部
土居秀徳後援会	代 表 者	柴 田 勝 幸	山 崎 安 喜 良	平成23年11月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

ますだ尚鶴後援会	澤山洋一	平成22年12月31日
ミズしまなみクラブ	豊島美知	平成22年12月31日
わがまち松山未来の会	竹村宗範	平成23年11月18日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
豊島みち後援会	門田祐子	平成22年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成23年12月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
豊島美知	愛媛県議会議員	ミズしまなみクラブ	今治市新谷甲1464 - 25	豊島美知	平成23年11月22日	